

保有個人情報の開示請求に係る手数料等に関する規程

平成17年4月1日
平成17年度規程第3号
一部改正 平成27年3月31日平成26年度規程第40号
一部改正 2022年3月31日2021年度規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）における開示請求に係る手数料等についてその基準を定めることを目的とする。

(手数料の額等)

第2条 法第89条の手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
 - 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料は、次の各号のいずれかに該当する方法で納付しなければならない。
 - 一 現金又は定額小為替証書の場合 現金又は定額小為替証書を開示請求書に添付して納付
 - 二 金融機関への振込の場合 機構の指定する金融機関の口座へ必要額を振り込んだ後、振込を証する書面を開示請求書に添付して提出
- 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、原則、郵便切手を納付することとし、必要に応じて、前項に規定する方法で納付することができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度規程第40号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2021年度規程第42号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。